

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第7号

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

総社市手数料条例施行規則（平成17年総社市規則第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定屋外タンク貯蔵所等に係る変更許可申請)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(条例第2条別表第6の1の項(1)の市長が定める書類)</u></p> <p>第4条 <u>条例第2条別表第6の1の項(1)の市長が定める書類は、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。)の写しとする。</u></p> <p><u>(条例第2条別表第7の1の項(1)及び3の項(1)の市長が定める書類)</u></p> <p>第5条 <u>条例第2条別表第7の1の項(1)及び3の項(1)の市長が定める書類は、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。)の写しとする。</u></p> <p><u>(条例第2条別表第7の5の項(1)の市長が定める書類)</u></p> <p>第6条 <u>条例第2条別表第7の5の項(1)の市長が定める書類は、次に掲</u></p>	<p>(特定屋外タンク貯蔵所等に係る変更許可申請)</p> <p>第3条 略</p>

改正後	改正前
<p><u>げる書類とする。</u></p> <p><u>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条第2項（同令第6条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に適合している場合に限る。）の写し及び検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）（当該申請建築物に係るものに限る。）の写し</u></p> <p><u>(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項（同令第46条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定低炭素建築物新築等計画に適合している場合に限る。）の写し及び検査済証（当該申請建築物に係るものに限る。）の写し</u></p> <p><u>(3) 登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4又は等級5（当該建築物のうち非居住部分以外の部分が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行の際現に存するものにあつては日本住宅性能表示基準別表2-1の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級3、等級4又は等級5）であることを証するものに限る。）の写し</u></p> <p><u>（条例第2条別表第7の1の項（2）ア及び5の項（2）アの市長が定める基準）</u></p> <p><u>第7条 条例第2条別表第7の5の項（2）ア（ア）の市長が定める仕様基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準とする。</u></p> <p><u>2 条例第2条別表第7の1の項（2）ア（イ）及び5の項（2）ア（イ）の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(1) <u>条例第2条別表第7の1の項(2)ア(イ)の申請</u> <u>基準省令第8条第1項第2号に定める基準</u></p> <p>(2) <u>条例第2条別表第7の5の項(2)ア(イ)の申請</u> <u>基準省令第1条第1項第2号に定める基準(前項に定める基準を除く。)</u> <u>(条例第2条別表第7の1の項(2)イ及び5の項(2)イの市長が定める基準)</u></p> <p>第8条 <u>条例第2条別表第7の5の項(2)イ(ア)の市長が定める仕様基準は、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準とする。</u></p> <p>2 <u>条例第2条別表第7の1の項(2)イ(イ)及び5の項(2)イ(イ)の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第2条別表第7の1の項(2)イ(イ)の申請(次号に掲げる申請を除く。)</u> <u>基準省令第8条第1項第2号に定める基準</u></p> <p>(2) <u>条例第2条別表第7の1の項(2)エの申請</u> <u>基準省令第8条第1項第2号又は第3号ロに定める基準</u></p> <p>(3) <u>条例第2条別表第7の5の項(2)イ(イ)の申請(次号に掲げる申請を除く。)</u> <u>基準省令第1条第1項第2号に定める基準(前項に定める基準を除く。)</u></p> <p>(4) <u>条例第2条別表第7の5の項(2)エの申請</u> <u>基準省令第1条第1項第2号又は第3号ロに定める基準(前項に定める基準を除く。)</u> <u>(条例第2条別表第7の1の項(2)ウ及び5の項(2)ウの市長が定める基準)</u></p> <p>第9条 <u>条例第2条別表第7の1の項(2)ウ(ア)及び5の項(2)ウ(ア)の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第2条別表第7の1の項(2)ウ(ア)の申請(次号に掲げる申請を除く。)</u> <u>基準省令第8条第1項第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準</u></p> <p>(2) <u>条例第2条別表第7の1の項(2)エの申請</u> <u>基準省令第8条第1項第3号ロに定める基準(同号ロ(2)に定める基準について基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物(以下「モデル建築物」という。)の設計一次エネルギー消費量(同号イに</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）及び誘導基準一次エネルギー消費量（基準省令第8条第1項第1号ロ（1）に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。）を用い、かつ、同号イに定める基準のうち同号イ（2）に定める基準及び基準省令第1条第1項第1号に定める基準のうち同号ロに定める基準に適合する場合に限る。）又は前号に定める基準</u></p> <p><u>（3）条例第2条別表第7の5の項（2）ウ（ア）の申請（次号に掲げる申請を除く。） 基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準</u></p> <p><u>（4）条例第2条別表第7の5の項（2）エの申請 基準省令第1条第1項第3号ロに定める基準（同号ロ（1）に定める基準についてモデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量（同項第1号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。）を用いる場合に限る。）又は同号ロに定める基準</u></p> <p><u>2 条例第2条別表第7の1の項（2）ウ（イ）及び5の項（2）ウ（イ）の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</u></p> <p><u>（1）条例第2条別表第7の1の項（2）ウ（イ）の申請（次号に掲げる申請を除く。） 基準省令第8条第1項第1号に定める基準（前項第1号に定める基準を除く。）</u></p> <p><u>（2）条例第2条別表第7の1の項（2）エの申請 基準省令第8条第1項第1号又は第3号ロに定める基準（前項第2号に定める基準を除く。）</u></p> <p><u>（3）条例第2条別表第7の5の項（2）ウ（イ）の申請（次号に掲げる申請を除く。） 基準省令第1条第1項第1号に定める基準（前項第3号に定める基準を除く。）</u></p> <p><u>（4）条例第2条別表第7の5の項（2）エの申請 基準省令第1条第1項第1号又は第3号ロに定める基準（前項第4号に定める基準を除く。）</u> <u>（条例第2条別表第7の6の項（1）の市長が定める建築物）</u></p> <p><u>第10条 条例第2条別表第7の6の項（1）の市長が定める建築物は、主たる用途を工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設に供するものとする。</u> <u>（条例第2条別表第7の6の項（1）ア及び（2）アの市長が定める基準）</u></p> <p><u>第11条 条例第2条別表第7の6の項（1）ア及び（2）アの市長が定め</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>る基準は、基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準とする。</u> <u>(条例第2条別表第7の6の項(1)イ及び(2)イの市長が定める基準)</u> <u>第12条 条例第2条別表第7の6の項(1)イ及び(2)イの市長が定める基準は、基準省令第1条第1項第1号に定める基準(前条に定める基準を除く。)とする。</u></p>	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。